

葬祭組合告示第4号

平成29年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年7月12日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成29年7月25日(火)午後3時
2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)
3. 付議事件
 - (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - (2) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - (3) 平成29年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第1号)
 - (4) 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

平成28年7月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会会議録

○招集日時

平成29年7月25日（火曜日）午後3時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（8名）

1番	高木大輔	佐倉市議会選出
2番	五十嵐智美	佐倉市議会選出
3番	押尾豊幸（議長）	佐倉市議会選出
4番	森本次郎	四街道市議会選出
5番	高橋絹子	四街道市議会選出
6番	中島康一	四街道市議会選出
7番	浜口信昭	酒々井町議会選出
8番	高崎長雄（副議長）	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	小坂泰久	酒々井町長
副管理者	蕨和雄	佐倉市長
副管理者	佐渡齊	四街道市長

○議案説明のための出席者職氏名

事務局長	川口博之
事務局主幹	中村忍
事務局副主幹	寺本真也
施設管理班長	織田勝広

会計管理者	木村修一	酒々井町会計管理者
-------	------	-----------

○構成市町出席職員

佐倉市	井坂幸彦	環境部長
佐倉市	向後昌弘	生活環境課長

四街道市	本田耕資	環境経済部長
四街道市	麻生裕文	環境政策課長
酒々井町	芝野芳弘	経済環境課長

○議会事務局出席職員

事務局主査 相京夕起夫

○連絡員

総務班副班長 馬場樹里

○会期

平成29年7月25日（火曜日） 1日

○議事日程

平成29年7月25日（火曜日）午後3時開議

日程第1 諸般の報告
日程第2 議席の指定
日程第3 会議録署名議員の指名
日程第4 会期の決定
日程第5 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第3号 平成29年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）
議案第4号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

午後3時25分 開会

- 議長（押尾豊幸） ただいまの出席議員は8名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成29年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会は成立いたしました。
これより臨時会を開会いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（押尾豊幸） 日程第1、諸般の報告を行います。

初めに、佐倉市選出議員の改選がありましたので、ご報告いたします。佐倉市選出議員でありました冨塚忠雄議員及び爲田浩議員が辞任され、新たに高木大輔議員及び五十嵐智美議員が選出されました。

次に、管理者より地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成28年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計継続費繰越計算書の報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

◎議席の指定

- 議長（押尾豊幸） 日程第2、議席の指定を行います。

今回新たに組合議員が選出されていますので、議席を指定いたします。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会会議規則第4条第2項の規定により、高木大輔議員の議席は1番、五十嵐智美議員の議席は2番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（押尾豊幸） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号5番、高橋絹子議員及び議席番号7番、浜口信昭議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（押尾豊幸） 日程第4、会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により、本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（押尾豊幸） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

◎議案の上程

- 議長（押尾豊幸） 日程第5、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号までを一括議題とします。

それでは、管理者に提案理由の説明を求めます。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（押尾豊幸） 小坂管理者。

○管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成29年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして、本会議が成立しましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。

また、先ほど議長の報告にもございましたように、このたびの組合議会議員の改選に伴い、新たに佐倉市より高木大輔議員、五十嵐智美議員をお迎えしての会議であり、それぞれご当選を心よりお祝い申し上げます。引き続き今後のご協力のご指導を切にお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案4件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、非常勤職員の育児休業に係る要件を緩和するための改正及び育児休業の対象となる子の範囲を拡大されたことに伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

議案第2号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

行政職給料表の再任用職員の4級から7級までを削除するため、行政職給料表における再任用職員の項の改正をしようとするものであります。

議案第3号は、平成29年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,075万1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3億1,440万9,000円としようとするものであります。

補正の内容について申し上げます。歳入につきましては、基金繰入金として財政調整基金からの繰り入れを増額しようとするものでございます。

歳出につきましては、主なものとして、一般職職員の人件費及び地方公会計整備に係る支援業務について委託費を計上するものでございます。

議案第4号は、千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、新たな共同処理事務として軽自動車税に関する事務を組規約に追加することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、組合を組織する各地方公共団体の議決を求めるものでございます。

以上、概要について申し上げます。細部につきましては、事務局より説明させていただきます。何とぞご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

す。以上です。

○議長（押尾豊幸） 続いて、事務局長から議案の補足説明をお願いします。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） それでは、私のほうから議案4件につきまして細部説明のほうをさせていただきますと思います。

○議長（押尾豊幸） 座って。

○事務局長（川口博之） では、着座で失礼いたします。

まず、議案第1号でございます。議案のほうにつきましては、青いインデックスのほうで議案、赤いインデックスのほうで議案の資料ということでつづらせていただいておりますので、よろしく申し上げます。議案第1号につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業法等に関する法律等の改正に伴いまして、条例で定めることとなっております非常勤職員の育児休業取得に係る要件につきまして緩和しようとするもの及び育児休業等の対象が法律上の親子関係である子から法律上の親子関係に準ずる子といたしまして、特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間中のもの、養子縁組里親に委託されているもの及びこれらに準ずるものとして条例で定めるものに拡大がされたことに伴いまして、条例で定めるものといたしまして、養子縁組里親として職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、都道府県知事が行う措置により養育里親として委託された児童を新たに規定しようとするものでございます。

また、育児休業等の対象となる子の範囲が拡大されたことを受けまして、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子につきましても同様に拡大するため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正いたしまして対応しようとするものでございます。

また、資料のほうの3番目、近隣の動向ということで、構成市町さん、近隣の組合さんの状況を載せさせていただいております。なお、清掃組合、衛生組合につきましては、先日行われました7月の臨時議会のほうでご可決をいただいたと伺っております。

続きまして、議案の第2号でございます。議案の第2号につきましては、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。当組合が準拠しております佐倉市の給与条例の改正に準じまして、行政職給料表における再任用職員の4級から7級までの給料月額を削り3級までとするため、再任用職員の項の改正を行おうとするものでございます。

なお、近隣等の動向につきましては別添資料2号のほうに載せてございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第3号でございます。平成29年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）でございます。それでは、補正予算書のページをめくっていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思っております。本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算総額に1,075万1,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億1,440万9,000円としようとするものでございます。

具体的な内容につきましては、事項別明細書をごらんいただきたいと思っております。8ページをお開きく

ださい。まず、歳入でございます。繰入金、基金繰入金として財政調整基金より1,075万1,000円を繰り入れ、補正財源としようとするものでございます。

続きまして、歳出でございます。9ページをごらんいただきたいと思います。第1款議会費でございますが、会議録データ作成委託料といたしまして、本臨時会を含めます定例会予定を合わせまして、3回分の経費12万9,000円を計上させていただいたものでございます。

続きまして、2款総務費でございます。給料、職員手当等、共済費につきましては、本年4月の人事交流、人事異動等に伴いまして、年間の人件費の見込みによりまして、必要な額を計上させていただいたものでございます。

続きまして、委託料でございます。委託料461万7,000円につきましては、地方公会計の整備に係る支援業務についての経費を計上させていただいたものでございます。地方公会計の整備につきましては、総務省より示されたマニュアルにより、統一的な基準による財務書類の作成、固定資産台帳の整備等を平成29年度までに作成、公表等を要請されているものでございます。構成市町、近隣の一部事務組合さんにつきましても、同様の作成業務等を進めておるところでございます。当組合におきましては、財務書類の作成と、及び固定資産台帳等の整備を一括で業務委託をさせていただこうとするものでございます。

最後になりますが、10ページ以降でございます。こちらにつきましては、給与費明細書となっております。こちらにつきましては、人件費の補正に伴いまして、変更等を加えたものでございますので、よろしくお願いいたします。

最後に、議案の第4号でございます。千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。千葉県市町村総合事務組合におきます新たな共同処理事務といたしまして、軽自動車税の賦課徴収に関する申告の受け付けを総合事務組合規約に新たに追加しようとするものでございまして、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、関係地方公共団体との協議をするに当たり、同法第290条の規定により組合を組織する各地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして議案4件の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（押尾豊幸） ありがとうございます。

◎質疑、討論、採決

○議長（押尾豊幸） これより従前同様に1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

質疑は、一問一答にてお願いをいたします。

なお、再質問は2回までとさせていただきます。

まず、議案第1号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 質疑はなしと認めます。これで質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（押尾豊幸） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について質疑はございますか。

○2番（五十嵐智美） 議長。

○議長（押尾豊幸） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐智美） 今回平成29年度からというこれの実施時期なのですが、それとあと平成28年度にこれの対象となる職員の方がいらしたと思うのですけれども、平成29年度はその方々に対するこういうふうな改正に関して、どういうふうに説明されたのかということをごちょっとお聞きできたらと思います。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 本年4月におきまして、今回の4級から7級までの削除に係る対象の職員はございませんでした。今回新たに再任用の職員を任用したところでございますが、事前に年度内に規則のほうの改正は済ませてございます。規則のほうで、退職時の職務の級によりまして再任用の職員の給与を決定するようになってございます。今回は実際議会の議決を必要とする条例のほうでも同様の形のものとするために3級までとする改正をさせていただこうとするものでございまして、今回ご議決をいただければ、公布の日から施行という形で考えてございます。

以上でございます。

○2番（五十嵐智美） 議長、再度。

○議長（押尾豊幸） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐智美） そうすると、昨年度のうちに規則を定めた、これと同じ規則を定めたということですか。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 規則のほうで3級まで、最高が3級となるような規則を定めてございます。

以上でございます。

○2番（五十嵐智美） 再度お願いします。

○議長（押尾豊幸） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐智美） 条例は今、今回議決なのですが、その前に規則を定めるって、そういうふうにして運用するということがあり得るわけですか。その特に身分的なものに関して規則を先行させること自体がどういうことなのか、ちょっとその辺のご説明をお願いします。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 一般的に給与条例のほうでは7級までの給料月額を定めて、規則または要綱のほうで退職時の職務の級によって再任用の給与を決定するような形になっているのが一般的かと思えます。ただ、今回佐倉市さんの改正も含めまして条例のほう、当然議会の議決が必要でございますので、そこら辺を重視させていただいて、あわせて条例のほうを同様な形で改正させていただいているという

ことをございまして、任用についても今回改正の部分には該当しないような形の職務の級で任用をさせていただいているところをございます。

○議長（押尾豊幸） ほかに質疑はございますか。

○4番（森本次郎） 議長。

○議長（押尾豊幸） 森本議員。

○4番（森本次郎） 佐倉市の給与条例に準じて組合の給料表が決まっているということで、確認なのですけれども、佐倉市のほうではなぜ4級から7級までを削除したのか、参考までにお伺いしたいのですが。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 詳細につきましては、ちょっと若干私どものほうで把握していないところをございますが、先ほどお話をさせていただきましたとおり、規則だけですと、やはり議会のほうの関係のところもございますので、議会のほうの議決を必要とします給与条例のほうにおいても同様に3級までとする条例の改正をしたという形で伺ってございます。

○4番（森本次郎） 議長。

○議長（押尾豊幸） 森本議員。

○4番（森本次郎） この参考資料見ると、四街道市、酒々井町、予定なしと書かれているのですけれども、もしおわかりになればいいのですが、千葉県内とかほかの自治体で佐倉市さんのような動きがあるかどうか。あるとすれば、ほかのこういう四街道とか酒々井町も考えていかなければいけないなと思うのですが、参考までにお伺いします。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） ほかの団体さん、近隣の状況は確認しているところをございますが、全体的、例えば全国的なお話でこのような状況の改正をというところはちょっと確認をしておらないところをございます。

○議長（押尾豊幸） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 討論はなしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（押尾豊幸） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について質疑はございますか。

○2番（五十嵐智美） 議長。

○議長（押尾豊幸） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐智美） 補正予算の予算書の9ページなのですが、委託料として公会計のことで出ていますが、これ本予算のほうでなぜ予算としなかったのか、総務省から言われているのはかなり前から言われているというか、平成29年度中というように要請があったということですので、本予算のほうで十分にできたのではないかと思うのですが、いかがですか。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 平成28年度に一部公会計の準備の予算を計上してございます。内容につきましては、財務会計システムの対応に伴う改修を140万ほど、あとは財務書類の作成に使用しますパソコンを1台、23万円ほど支出してございます。平成28年度につきましては固定資産台帳の作成の準備に向けまして、組合資産の洗い出しを進めて、予算上は固定資産台帳の整備の予算を平成28年度計上させていただいておりました。ただ、固定資産の関係のデータの洗い出しに若干準備がかかってしまいまして、平成28年度その作成費用の部分の予算が執行できなかったことから、今回合わせてということでございます。近隣の組合さんの状況も勘案いたしますと、財務諸表の関係、固定資産台帳の関係、一括してやはり発注したほうが非常に効率的だということもございましたので、今回補正予算ということで計上をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（押尾豊幸） よろしいですか。

○2番（五十嵐智美） はい。

○議長（押尾豊幸） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 討論はなしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（押尾豊幸） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 質疑はなしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 討論はなしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

- 議長（押尾豊幸） 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
-

◎閉会の宣告

- 議長（押尾豊幸） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。
これにて平成29年7月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を閉会いたします。
午後3時52分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 押 尾 豊 幸

議 員 高 橋 絹 子

議 員 浜 口 信 昭